

公文書館の整備 - 適切な公文書等の保存・活用 -

1. 現 状

県の公文書は、三重県公文書管理規程に基づき、文化振興室で行政資料として歴史的価値のある公文書を選別している。選別作業は2名の嘱託員により平成6年度から始まり、18年度末で4,048冊に達している。

また、県史編さん室には明治期県庁文書が約7,300点、同じく絵図・地図が約4,300点、戦前・戦後の公文書、県公報、法令関係綴や写真ネガ・映像フィルムなど約2,400点を保管されている外、県史編さん作業に伴って収集した刊本や複製本、近世・近現代史料のマイクロ撮影フィルム、購入・寄贈等の古文書類など12万点余を保管している。

選別文書と県史編さん収集資料を合わせると約14万点になるが、栄町庁舎2階の県史編さん事務室や書庫、鳥居会館のほか、情報公開室や県庁地下の書架の一部に保管しており、現段階の収蔵スペースは合計約405m²である。

なお、公文書館については、現在31都道府県に設置されている。

2. 経過

県では平成2年「第三次三重県長期総合計画」の中で、歴史的、文化的資料として価値ある公文書等の収蔵に供する公文書館の整備を進めるとして、昭和63年3月には学事文書課が理念や他県の施設を参考資料として公文書館調査報告書をまとめている。

平成3年度には、課内プロジェクトチームが組織され、公文書館の整備に関する調査・検討を再開した。

平成5年3月には、総務部学事文書課で「公文書館設立に関する検討 - 第2次報告 -」が出され、平成6年度から嘱託員による選別作業が開始されている。また、公文書整備担当職員2名が配置された。(1名は10年度まで配置)

平成7年度には、生活文化政策課で「三重県公文書館(仮称)基本計画」が作成され、平成8年2月には、三重県センター博物館(仮称)及び三重県公文書館(仮称)基本設計が完了した。公文書館は、同一敷地内だが、センター博物館とは別棟として設計された。

平成8年度には、センター博物館との合築計画に変更され、仕様等の協議が進み、1・2階に事務室や中間書庫などが計画された。この時の収蔵スペースは2,100m²であった。しかし、箱物規制により平成10年度に実施設計に入る段階でセンター博物館とともにゼロベースになり、計画は白紙となった。

その後、PFIによる検討では、収蔵スペースは1,700m²の規模を想定したが、博物館構想が進捗しないことから平成16年度から重点プログラムとして「歴史資料の保存活用環境づくり事業」を実施し、資料整備や体験講座、リーフレットの作成や鳥居会館に遮光カーテンや書棚を設置し、保存環境の適正化に努めた。既存の施設を活用する方策を含めて議論を進めてきたが、適当な施設が見つからず、現在に至っている。

参考

公文書館法第3条: 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。(昭和63年6月施行)